

平成30年7月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 西田 洋子

平成28年(ワ)第129号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成30年2月16日

判決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告は、当事者目録第1の1記載の各原告に対し、それぞれ200万円及びこれに対する平成26年9月19日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、当事者目録第1の2記載の各原告に対し、それぞれ100万円及びこれに対する平成26年9月19日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告は、当事者目録第1の3記載の各原告に対し、それぞれ66万6666円及びこれに対する平成26年9月19日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 被告は、当事者目録第1の4記載の各原告に対し、それぞれ50万円及びこれに対する平成26年9月19日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 被告は、当事者目録第1の5記載の各原告に対し、それぞれ33万3333円及びこれに対する平成26年9月19日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 被告は、当事者目録第1の6記載の原告に対し、20万円及びこれに対する平

成26年9月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、アメリカ合衆国(以下「米国」という。)が昭和29年3月から同年5月にかけて、マーシャル諸島共和国ビキニ環礁及びその付近において、核実験を行い、その周辺海域において漁船員らが被ばくしたにもかかわらず、被告が、被ばくの事実及び被ばく者に関する記録を平成26年9月19日に開示するまで隠匿したこと及び被ばく者について追跡調査や生活支援等の施策を実施しなかつたことが違法であるとして、被ばくした漁船員及びその遺族並びにこれらの者の支援者である原告らが、主位的に、被ばくした漁船員は、必要な治療を受け、生命及び健康を維持する権利等を侵害され、支援者は被告の違法行為により、貴重な時間を浪費したとして、予備的に、上記被ばく資料の開示により、原告ら費重なる違法行為を知り、大きな怒りと衝撃を受けて損害が発生したとして、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、漁船員及びその支援者である原告一人につき200万円、遺族である原告らは200万円に対する法定相違分の割合を乗じた額の損害(合計648万6664円)及びこれらに対する最終的な違法行為の日である上記資料開示の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めらるる事案である。

1 前掲事実(当事者間に争いのない事実及び当裁判所に顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 当事者

ア 原告ら

イ 本件被ばく者

別紙2の「漁船員」欄記載の者(ただし、被ばくに関する証拠がない原告門田米吉を除く。以下、「本件被ばく者」という。)は、昭和29年3月

1日から同年5月14日当時、同別紙2の「被災船」欄記載の各船の漁船員であった(このうち、存命の者が、別紙1当事者目録記載第1の1の原

告ら（但し、後記支援者原告を除く。）である。。

(イ) 遺族原告

別紙2の「相続人である原告（続柄）」欄記載の原告ら（別紙1当事者目録第1の2ないし第1の6記載の原告ら。以下「遺族原告」という。）は、同別紙2の「漁船員」欄記載の者の相続人である（枝番を含む甲14）。

(ウ) 支援者原告

原告山下正寿（以下「原告山下」という。）及び同和田忠明（以下、「原告和田」といい、両名を指して「支援者原告」という。）は、本件被ばく者の支援や調査等に長年携わってきた者である（弁論の全趣旨）。

イ 被告は、日本国である。

(2) 米国によるビキニ環礁及びその付近での核実験（本件核実験）

米国は、昭和29年3月1日、同年27日、同年4月7日、同年26日、同年5月5日、同年14日の6回の回にわたり、マーシャル諸島共和国ビキニ環礁又はエニウェトク環礁付近（以下、まとめて「ビキニ環礁等付近」ということがある。）において、核実験（キャッツスル作戦。以下「本件核実験」という。）を行った。

(3) 漁船員らの被ばく（本件被ばく）

本件被ばく者は、本件核実験が行われた当時又は本件核実験後であって、その放射性降下物その他放射性物質が大気中、海中及び海中の魚類等に残留している期間に、別紙2の「被災船」欄記載の漁船に乗り、ビキニ環礁等付近を航行し、上記放射性物質により被ばくした（以下、本件被ばく者が本件核実験により被ばくした事実を「本件被ばく」という。）。

(4) 本件被ばくに係る資料（本件資料）の開示

厚生労働省は、平成26年9月19日、原告山下に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づき、別紙3記載の本件核実験に関連する資料（以下「本件資料」という。）を開示した。

(5) 本件訴訟提起

原告らは、平成28年5月9日、高知地方裁判所に対し、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

2 争点

(1) 本件被ばくの事実及び本件資料（以下「本件資料等」という。）を隠匿・不開示に関する違法行為（本件資料等の隠匿・不開示の違法行為）について
ア 被告が本件資料等を隠匿したか（争点1-1）。

イ 被告の本件資料等を開示する法的作為義務の有無（争点1-2）

(2) 被告が本件被ばくについて追跡調査や本件被ばく者に対する支援の施策（以下「調査・支援等施策」という。）をしなかつたことに関する違法行為（調査・支援等施策不実施の違法行為）について、被告に調査・支援等施策をすべき法的作為義務があるか（争点2）

(3) 原告らの損害の有無及び額（争点3）

(4) 本件資料等の隠匿・不開示、調査・支援等施策不実施の違法行為に基づく損害賠償請求権は除斥期間の経過により消滅しているか

ア 除斥期間の起算点はいつか（争点4-1）。

イ 除斥期間を主張することは、信義則違反又は権利の濫用に当たるか（争点4-2）。

3 当事者の主張

(1) 争点1-1（被告が本件資料等を隠匿したか）について
（原告らの主張）

ア 被告は、本件被ばく当時、厚生省の関係検査員が被ばく漁船の検査を行い、第二幸成丸、第八順光丸、第十三光栄丸、第十一高知丸、第十二高知丸その他の漁船から被ばくを確認したため、採った魚を投棄し、全国延べ992隻の漁船を海洋に投棄したこと、調査船後こつ丸の調査でもビキニ環礁等付近の海域の海水から放射能汚染が確認されていることから、本件被ばくの事実

を知っていた。

イ 被告及び米国は、当時の米ソ核開発競争の中で米国が優位に立つために米国の核実験の継続を優先させるといふ政治的思惑のために、昭和30年1月4日、日米両政府間において、米国が、第五福竜丸関係の僅かな物的補償のみを行い、その他の米国の責任は免除するという合意を締結して政治決着を行った。被告は、このような違法な合意を行うに当たり、本件被ばく者の人的被害は全て隠すという基本方針を決めた。

ウ 被告は、本件被ばくの事実を隠すため、昭和30年1月1日からの被災調査を打ち切った。

エ 被告は、昭和61年3月7日の衆議院予算委員会での山原健二郎議員の質問に対し、本件被ばくに関する資料は残っていない旨答弁し、本件資料の提出を拒否した。

オ 平成16年3月5日の高知県議会における塚地佐智議員の質問を受けた橋本大二郎知事の、厚生省に対する被ばく資料の開示要請に対し、ビギニ事件は解決済みであり、現在それを扱う窓口もないとして開示を拒否した。

カ 紙智子参議院議員及び原告山下らが、平成26年7月、厚生労働省に対して本件資料の存在が判明するまで本件資料を出さなかつた理由と責任を追及し、速やかに開示するよう要求したのに対し、開示はなかなか進まず、途中で担当の同省課長補佐が突然交代し、同年9月19日の開示当日まで本件資料の内容、枚数は示されなかつた。また、同省は、開示後に同議員らによる記者会見が予定されていることを知るや、先に国側の書面（漁船員に健康を害する被ばくはない旨記載した書面）を記者に配布し、記者会見主催者である太平洋核被災支援センター（原告山下）及び同議員らには同書面を渡さなかつた等の経過があった。なお、本件資料の開示は、既に公開された外務省の開示文書にある旧厚生省関係の文書に含まれていた被災船員の血液・尿などの検査記録は除外されているなど、不十分なものであり、同議員らの追

及により、同年10月29日に追加文書が開示されるに至ったものである。

なお、被告は、厚生労働省内及び外部倉庫を探索したところ、本件核実験による被災状況に関する資料を発見した旨主張するが、同省内部を探すのは当然であり、外部倉庫については、第三の被ばく事件として大問題となった事件に関する資料を遠くの倉庫まで運んで保管したというのは極めて不自然である。

キ 以上のとおり、本件核実験直後の内閣以来の歴代内閣の閣僚（特に総理大臣、外務大臣、厚生（労働）大臣、農林水産大臣）は、昭和30年1月4日の日米合意以来、平成26年9月19日まで、本件資料等を徹底して隠し続けてきた。

(被告の主張)

ア 前記（原告らの主張）アは否認する。被告が本件被ばくについて知っていたというのは、原告らの憶測にすぎない。

イ 日米間で合意をした事実を認めるが、被告が本件被ばく者の人的被害は全て隠すという基本方針を決めたという点は否認する。

ウ 昭和30年1月1日からの被ばく調査が中止されたことは認めるが、本件被ばくの事実を隠すためという点は否認する。

エ 昭和61年3月7日の衆議院予算委員会において、山原健二郎議員が、水産庁及び厚生省に本件核実験による被災状況に関する資料の開示を求める趣旨の質問をしたのに対し、小野登喜雄説明員は、「昭和29年の核実験による漁船等に関する資料は、水産庁においては残念ながら手持ち資料はない。」と答弁し、仲村英一政府委員は、「昨日の質問後資料を調べたが、見つからないと答弁したが、政府関係者が本件被ばくに関する資料はもう残っていない旨答弁した事実はない。」

オ 経過

厚生労働省の本件に関する担当者であった健康局総務課課長補佐が、定聊

の人事異動により、平成26年8月1日、交代したこと、厚生労働省が原告山下に対して開示する文書の内容及びその枚数を示したのが、開示請求があった同年9月19日であったこと、同日中に厚生労働省が、報道機関に対し、「ビキニ核実験に関する文書について」と題する書面を交付したこと、太平洋核被災支援センター（原告山下）や紙智子参議院議員には同書面を交付しなかったことは認めるが、「開示後記者会見が予定されていることを知るや」との部分は否認する。

厚生労働省は、同年7月1日、原告山下から、「マージナル水域において漁撈に従事しまたはこの水域を航行した漁船についての検査の実施について」と題する昭和29年4月26日付け厚生事務次官通知（乙4）を示され、本件核実験による被災状況に関する資料を探すよう求められた。これを受けて、情報公開法に基づく行政文書の開示請求を受けて行われる通常の探索方法（行政文書ファイル管理簿の検索並びに厚生労働省内の所管課の事務室及び書庫の探索）に加え、更に厚生労働省内及び外部倉庫を探索したところ、本件核実験による被災状況に関する資料を発見した。

そして、厚生労働省は、平成26年9月19日、原告山下から、情報公開法に基づき「ビキニ核実験に係る資料一式」に係る行政文書について開示請求を受け、同日、本件核実験による被災状況に関する資料を開示した。

カ 本件資料の開示の経緯は、前記のとおりであって、現に、被告は、本件資料が発見された後、原告山下から情報公開法に基づく行政文書開示請求を受けて、原告山下らに対し、速やかにこれを開示しているのだから、被告において、本件資料等を故意に隠匿し、開示を拒否し続けたという事実はない。

(2) 争点1-2（被告の本件資料等を開示する法的作為義務の有無）について（原告らの主張）

被告が原告らに対して本件資料等を開示すべき法的作為義務は、次の点から

認められる。

ア 国家公務員であること（全閣僚）

国家公務員は、憲法15条2項、国家公務員法9条6条1項に基づき、国民全体の奉仕する職責があつて、その職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保する職責があり（国家公務員倫理法1条）、国民の一部の奉仕者でないことを自覚し、職務上知り得た情報について、国民の一部に対し有利な取り扱いをする等不当な差別的取り扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行にあたらなければならない職責がある（同法3条1項）。

イ 内閣総理大臣

行政権は内閣に属し（憲法65条）、総理大臣は内閣を代表して、一般職務、外交を行い、行政各部を指揮監督する（憲法72条）。

内閣は、国民主権の理念にのっとり、職権を行い（内閣法1条）、「災害から国民を保護する任務」を持つ（内閣府設置法3条2項）。

内閣は、災害被災者の応急救助、被災者生活再建支援金の支給、原子力災害に対する対策をとる職責があり（内閣府設置法4条3項8号の2、同項11号、同項14号の2）、原子力災害に対する対策の強化を図り、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護する職責がある（原子力災害対策特別措置法1条、4条）。また、内閣は、原子力災害にあたり、国民の健康診断及び心身の健康に関する相談、医療に関する措置をとる職責がある（同法27条2号）。

ウ 外務大臣

外務大臣は、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする（外務省設置法3条1項）。

エ 厚生労働大臣

厚生労働大臣は、国民の健康の増進を図り、原子爆弾被災者に対する援護の職責を有し（厚生労働省設置法4条1項17号、同項22号）、社会福祉事業の公明かつ適正な実施及び発達を図り、福祉サービスは、個人の尊厳を旨とし、その利用者が心身ともに健やかに育成されるように支援する職責を持つ（社会福祉法1条、3条）。

オ 農林水産大臣

農林水産大臣は、農林漁業者の福祉の増進を図り、漁船損害、漁船乗組員給与保険及び漁船災害補償に関する職責を有する（農林水産省設置法3条1項、4条1項34号）。

カ 小括

本件被ばくについて、被告は米国の核戦略を優先し、核実験の継続に協力するため、被災船員に無断で、その意思に反して、被害の一部（ほとんどが物的損害）についてのみ補償し、その余の損害（特に被災船員の人的被害）は、すべて損害賠償請求権を放棄し、被災調査そのものを打ち切り、被災資料を意図的に隠し、被災者の生命、健康、生活の破壊をもたらした。これらの長期に渡る一連の行為は、前記内閣及び国家公務員の基本的職務と真逆の行為であり、その国家賠償法（以下「国賠法」という。）上の違法性は明らかである。

(被告の主張)

ア 国賠法1条1項は、損害を被ったと主張する者の権利ないし法益侵害の存在を前提に、公権力の行使に当たった公務員が、個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を与えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責めに任ずることを規定するものであり、具体的には、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務の有無及びその内容の確定と、その義務に係る義務違反の事実の有無によって、当該公務員の

行為の違法判断がされることになる。

そして、公務員の作為ないし不作為が国賠法上違法となる場合があるとしても、それは、職務上の法的義務として、個別の国民に対して負担する法的作為義務があり、その作為義務に違反する場合に限られる。

さらに、公務員が国民に対して公権力の行使として何らかの権限行使をするためには法律上の根拠が必要であり、当該権限を行使し得る要件を満たしていることが必要である。当然のことながら、権限行使の要件は、各権限ごとに異なっていることから、法的作為義務を検討する前提として、行使すべき権限の内容及びその法的根拠が特定されなければならない。

したがって、公務員の公権力の行使が、国賠法1条1項にいう「違法」と認められるためには、行使すべき権限の内容及び法的根拠が特定されなければならない。

イ 国家公務員法96条1項が「国民全体の奉仕者」として勤務することを国家公務員に求めるのは、憲法15条2項に基づくものであり、憲法15条2項において、公務員が「全体の奉仕者」と規定された意味は、公務員が、国民の信託によって公務を担当する者として、国民全体の利益のためにその職務を行わなければならないと、国民の中の一部を占める特定の政党や階級・階層の利益のために行動してはならないということにあり、また、国家公務員法96条1項が「公共の利益のために勤務」することを国家公務員に求めたのは、国家公務員が勤務するに当たっては、一部の国民のために奉仕するのはなく、国民全体の奉仕者として行動する必要があることを示したものであり、その直前に規定されている「国民全体の奉仕者」という文言と表現や視点的違いはあるにしても、結局は同じことを述べたものであって、これらの条項から個別の国民に対する何らかの職務上の法的義務を直ちに導き出すことはできず、ひいては、「原告らの被ばくの事実や、それを裏付ける被ばく関連資料」を開示する法的作為義務を認めるに足る具体的根拠規定とはなら

ないことは明らかである。

国家公務員倫理法1条は、同法の目的を規定するものであり、また、同法3条1項は、国家公務員法2条2項に規定する一般職に属する国家公務員である「職員」が遵守すべき職務に関する倫理原則を規定したものである。これらの条項から個別の国民に対する何らかの職務上の法的義務を直ちに導き出すことはできず、ひいては、「原告らの被ばくの事実や、それを裏付ける被ばく関連資料」を開示する法的義務を認めるに足る具体的根拠規定とはならないことは明らかである。

憲法65条は、国家作用の性質によって行政を立法及び司法から区別する実質的意味の行政を行うことが、本来的に内閣の権能であることを示している規定であり、憲法72条は、内閣総理大臣が、内部において内閣の統一を保持する任に当たるだけでなく、外部に対して、内閣を代表する権限を有することを明示した規定であり、内閣法1条は、内閣の職権を定めた規定であって、これらの条項から個別の国民に対する何らかの職務上の法的義務を直ちに導き出すことはできず、ひいては、「原告らの被ばくの事実や、それを裏付ける被ばく関連資料」を開示する法的義務を認めるに足る具体的根拠規定とはならないことは明らかである。

内閣府設置法3条2項、4条3項8号の2、同項11号及び同項14号の2、外務省設置法3条1項、厚生労働省設置法4条1項17号及び同項22号並びに農林水産省設置法3条1項及び4条1項34号は、いわゆる行政組織法として各行政機関相互の機能の分担及び各行政主体相互間の権限分配に関する組織規範を定めたものであり、これらの行政組織法から具体的な行政機関の個別の国民に対する何らかの職務上の法的義務を導き出すことはできず、ひいては、「原告らの被ばくの事実や、それを裏付ける被ばく関連資料」を開示する法的義務を認めるに足る具体的根拠規定とはならないことは明らかである。

原子力災害対策特別措置法は、その目的を定めた同法1条から明らかになように、「原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。」ものである。ここにいう「原子力災害」とは、「原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害」をいい(同法2条1号)、「原子力緊急事態」とは、原子力事業者の原子炉の運転等(括弧内省略)により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業外(括弧内省略)へ放出された事態(同法2条2号)をいい、「原子力事業者」とは、同法2条3号に掲げられた者というのであって、本件核実験が原子力事業者の原子炉の運転等に起因する事態ではないことは明らかであるから、およそ同法の適用を受ける余地はない。

したがって、原子力災害対策特別措置法1条、4条及び27条1項2号は、「原告らの被ばくの事実や、それを裏付ける被ばく関連資料」を開示する法的義務を認めるに足る具体的根拠規定とはならないことは明らかである。

社会福祉法1条は、同法の目的を規定するものであり、同法3条は、福祉サービスの基本的理念を規定することとまるともであって、これらの条項から個別の国民に対する何らかの職務上の法的義務を直ちに導き出すことはできず、ひいては、「原告らの被ばくの事実や、それを裏付ける被ばく関連資料」を開示する法的義務を認めるに足る具体的根拠規定とはならないことは明らかである。

以上のおり、原告らが主張する前記各法条は、いずれも、「原告らの被ばく」の事実や、それを裏付ける被ばく関連資料」を開示する法的義務を認めるに足る具体的根拠規定とならないことは明らかであり、これらの作為義務があることを前提に本件資料等を開示しなかつたとして、国賠法1条1項の違法性が認められるとすると原告らの主張は失当である。

③ 争点2 (調査・支援等施策をすべき法的義務の有無) について

(原告らの主張)

ア 前記②(原告らの主張)で述べた法律の規定から、被告には、本件被ばく者に対する健康状態の追跡調査や医療費の免除、生活支援等の必要な援助に関する施策(調査・支援等施策)を行う法的義務があった。

また、本件被ばくは、広島、長崎の被災と同じく、米国の原子爆弾の投下による放射能被害であり、その健康管理の必要性、援護の内容も必要性も全く同じであり、同等に扱うべきであった。

イ しかしながら、被告は、被災調査の打切り以後、今日に至るまで、本件被ばく者の事実を隠すために、本件被ばく者に対する健康状態の追跡調査や医療費の免除、生活支援等の必要な援助に関する施策を意圖的に行わず、本件被ばく者を放置しており、これは、人道上許されない違法行為である。

(被告の主張)

ア 前記②(被告の主張)アで述べたとおり、公務員の不作為が国賠法上違法となる場合があるとしても、それは、職務上の法的義務として、個別の国民に対して負担する憲法的義務があり、その作為義務に違反する場合には限られる。

そして、前記②(被告の主張)イないしカで述べたところによれば、原告らが主張する憲法又は法律上の規定から個別の国民に対する何らかの職務上の法的義務を直ちに導き出すことはできず、本件核実験の被災者の被災状況の追跡調査をし、被災者の健康状態を把握して、医療費の免除、生活支援等の施策を行う法的義務を認める具体的根拠規定とは認められないことは明らかである。

イ なお、第五福竜丸以外の船員についても、本件核実験当時、本件核実験により、医師の治療を要すると認められた白血球の減少が生じたことが認められた場合など、船員保険法(昭和14年4月6日法律第73号)に基づき要件を満たした場合には、職務上の保険事故として同法に基づき保険給付を受

けることは可能であったのであり、自治体からの照会に対してもその旨回答している。したがって、被告が、第五福竜丸の被害の一部以外の漁船員らの被災支援を全くせずに放置した事実はない。

(4) 争点3(原告らの損害の有無及び額)

(原告らの主張)

ア 主位的主張

被告による本件資料等の隠匿・不開示の違法行為、調査・支援等施策不実施の違法行為により、本件被ばく者は、必要な治療を受け、健康を守る権利、生命を維持する権利、安全、平和な生活をする権利をことごとく侵害され、苦難の人生を強いられた。

また、支援者原告は、人生を掛けて一貫して本件被ばくの実態の究明と被ばく者の救済に取り組んできたところ、被告の違法な職務行為により、自身の人生の貴重な期間を大きく費やされた無念と怒りは極めて大きい。

これらに対する慰謝料は、多額に上るが、一部請求として、本件資料等の隠匿・不開示の違法行為につき、本件被ばく者及び支援者原告一人当たり100万円の限度で(遺族原告はその相続分の限度で)、調査・支援等施策不実施の違法行為につき、本件被ばく者及び支援者原告一人当たり100万円の限度で(遺族原告はその相続分の限度で)、それぞれ請求する。

イ 予備的主張

原告らは、平成26年9月19日に、本件資料が開示されたことにより、被告が違法行為を行い、原告らの損害賠償請求権の行使を妨害してきた事実を初めて知り、大きな怒りと衝撃を受けたのであるから、仮に除斥期間の経過により前記アの損害が認められないとしても、同日の時点で原告らに損害が発生したというべきである。

よって、原告らは、予備的に前記アと同額を請求する。

(被告の主張)

争う。

(5) 争点4-1 (除斥期間の起算点はいつか)

(原告らの主張)

被告の違法行為は、本件資料等の隠匿・不開示、調査・支援等実施不実施の2つに整理することができるが、これらの違法行為は、作為による違法行為と不作為による違法行為が連続する典型的な継続的違法行為であって(以下、原告による用語法や、国家賠償法上の違法行為が連続する場合を含めて「継続的違法行為」ということがある。)、一体のものである。

すなわち、日米合意は、米国の核戦略を最優先に位置付け、それを実現するために日米両政府が一体となつて、その核戦略の妨げとなるものを全て排除するという強い決意が示されたものであり、以後の被告の行為は、この強い決意に貫かれた、完全に一体的な行為である。そして、被告による本件資料等の隠匿・不開示は、本件資料等を隠すという作為とこれを開示すべき作為義務があるのにあえて何もしないという不作為の連続する典型的な継続的違法行為であり、調査・支援等実施不実施は、本件資料等を隠蔽するために故意に行われたものなのである。

原告らは、被告の不法行為の存在も、自らの損害の発生も知らず、損害賠償請求権の行使は全く不能であったため、損害賠償請求権の除斥期間は進行していない。

また、継続的な不法行為が認められなくても、予備的請求で主張しているとおおり、原告らの損害は、本件資料が開示されたときに発生したということもできる。

よって、本件資料が開示された平成26年9月19日まで除斥期間は進行しない。

(被告の主張)

ア 原告らの主張する「隠す行為」は、①昭和30年1月4日の日米両政府間

の政治決着、②昭和30年1月1日からの被ばく調査自体の打切り行為、③昭和61年3月7日の衆議院予算委員会での山原健二郎議員の質問に対し、政府側が、もう本件核実験関係の資料は残っていないと答弁し、被ばく資料の提出を拒否した行為、④平成16年3月5日の高知県議会における原地佐智議員の質問を受けた橋本大二郎知事の厚生労働省に対する被ばく資料の開示要請に対し、ビキニ事件は解決済み、いまはそれを窓口もないとして開示を拒否した行為、⑤その他の被災資料隠し(前記1)(原告らの主張)が記載の事実)であるところ、上記①ないし⑤については本件提訴日である平成28年5月9日時点で既に20年を経過している。

イ これに対し、原告らは、被告による本件資料の隠匿は、本件資料を隠すという作為とこれを開示すべき作為義務があるのにあえて何もしないという不作為の連続する、典型的な継続的違法行為である旨主張するが、原告らの主張する前記アの①ないし⑤の各行為は、別個独立の行為であり、その態様や相手方等も異なるものであるから、およそ行為の一体性を認めることはできず、また、原告らが「何もしない行為」と述べるのも、これらの各行為の結果として生じた状態を述べるにすぎないから、原告らの上記主張には理由がない。

ウ また、原告らは、被告の違法行為の存在も、自らの損害の発生も知らず、損害賠償請求権の行使は全く不能であったことから、本件資料等が開示されるまで除斥期間は進行しない旨主張するが、民法724条後段は、除斥期間の起算点を「不法行為の時」とし、「権利を行使することができる時」とする民法166条1項とは明確に文言が区別されていることから、「不法行為の時」を、権利行使が可能な時と解するのは文理にそぐわない。さらに、民法724条後段の規定の趣旨は、最高裁判所平成元年12月21日第一小法廷判決(民集43巻1号2209頁。以下「最高裁判所平成元年判決」という。)において判示するように、「不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意

図する」ものであり、「被害者側の認識いかんを問わず一定の時の経過によつて法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたもの」と解されるのであり、被害者の主観的事実という不安定な要素を考慮することは、前記趣旨に沿わない。

(6) 争点4-2 (被告が除斥期間を主張することは、信義則違反又は権利の濫用に当たるか)

(原告らの主張)

被告は、日米政治決着に基づき、強い故意に基づき、本件資料を隠し続け、原告らの損害賠償請求権の行使を妨害し続けた。その妨害をした張本人が、妨害され権利行使ができなかった被害者に対し、時効による権利の消滅を主張することは、法的正義と衡平に反する取すべき行為である。

したがって、このような除斥期間の濫用行為は、公序良俗に反し無効であり、信義則に違反し、権利の濫用であつて、認められない。

(被告の主張)

国賠法4条が準用する民法724条後段が除斥期間を定めたものであることは確立した最高裁判例であり(最高裁判平成元年判決)、同判決において「裁判所は、除斥期間の性質にかんがみ、本件請求権が除斥期間の経過により消滅した旨の主張がなくとも、右期間の経過により本件請求権が消滅したものと判断すべきであり、したがって、被上告人ら主張に係る信義則違反又は権利濫用の主張は、主張自体失当であつて採用の限りではない」と判示されていることからも明らかとなり、原告らの主張は、除斥期間の法的性質を正解しないものであつて失当である。

第3 争点に対する判断

1 認定事実

(1) 米ソの核実験

米国は、昭和20年7月にニューメキシコ州で原子爆弾を完成し、同年8月

6日、同日9日、広島、長崎に投下するなど、核兵器を独占していたが、昭和24年には、ソ連も原爆の実験を成功させ、完成させた。米国は、ソ連の実験成功を受けて、水爆の製造を急ぎ、昭和27年11月1日に第1回の水爆実験(アイビー・テスト)をエニウェトク環礁で行った。この水爆は、重水素や三重水素を液化して使う「ぬれた水爆」といわれ、重さが65トンもあり、兵器としての実用性が乏しかった。

ソ連は米国に先駆け、昭和28年8月、重水素化リチウムを使い、重量が小さく戦術兵器としてより実用的な「かわいた水爆」の実験に成功し、初めてソ連が核開発競争で優位に立った。核開発競争で立ち後れた米国内では、多くの混乱が生じており、同年6月19日、原子カスバパイの罪でローゼンバーグ博士夫妻の死刑が執行され、また、米原子力委員会の指導者オッペンハイマー博士は、故意に水爆の開発を遅らせたとして責任を問われ、昭和29年5月27日に共産党に関係した危険人物と認定され、米原子力委員会から追放されるなどした。

米国では、エドワード・テラー博士が、オッペンハイマー博士にかわつて米原子力委員会の実権を握るようになり、爆撃機に搭載可能なほどに核兵器を小型化し、実用性で優位に立つべく、水爆事件を繰り返した。その1つとして、同年3月1日に始まるビキニ環礁等付近でのキャッスル作戦(後記本件核実験)が行われた。

同年までの米ソの水爆は、ともに飛行機に搭載不能なものであつたが、昭和30年11月末に、ソ連が先に軽量水爆の実験に成功した。米国は、昭和31年4月20日からのビキニ環礁等付近における水爆実験(レッドウイング作戦)によつてソ連に追いついた。

核開発競争は、核保有国を増やしつつ、その後も続いた。結局、米国は、太平洋で105回の核実験を行い、米国、ソ連、英国、仏国、中国などの核保有国の大気圏核実験は約500回に及んだ。地下核実験を合わせれば2000回

を超える実験が世界各地で行われた。

(甲70〔12頁〕, 77〔23頁〕, 79〔3頁以下〕)

(2) マッカーサー・ラインの撤廃

昭和20年8月15日, 日本国民にボツダム宣言の受諾が知らされ, 第二次世界大戦が終結した。

GHQは, 同年9月, マッカーサー・ラインと呼ばれる日本の漁獲水域を設定し, 日本船の海洋での移動を禁止した。昭和26年9月8日に日本国との平和条約(以下「サンフランシスコ条約」という。)が調印され, これに伴い, 昭和27年4月25日にマッカーサー・ラインが撤廃され, 日本のマグロ漁船が太平洋全域へと出漁するようになった(なお, 条約の発効日は同月28日である)。

(甲70, 公知の事実)

(3) 官報による事前告示

米原子力委員会は, 昭和22年から, エニウエトク環礁付近に航行禁止海域を設けていたところ, 昭和28年10月, 危険海域を北緯10度15分から北緯12度45分, 東経166度16分から160度35分(東西に約630km, 南北に約280km)まで拡大され, 同月10日付け官報において, 海上保安庁長官が, ビキニ環礁付近を立ち入り禁止区域として設定した旨が告示された(甲79〔12頁〕, 乙2)。

(4) 本件核実験

本件核実験の詳細は, 次のとおりである(甲1〔124頁以下〕, 4, 79〔2頁〕, 85)。本件核実験による放射性降下物の状況は, 別紙4図2のおりであり, ビキニ環礁から東西に長い楕円状に降灰が広がり, 日本や米国などに降灰があり, その総量は22.73メガキュリー(1キュリーが370億ベクレルである。)ともいわれている。(甲4〔表紙裏〕)。

ア ブラボー実験

昭和29年3月1日現地時間午前6時45分, ビキニ環礁の地上において, 核実験(実験名 ブラボー)が行われた。その核出力は15メガトン, きのこ雲の高さは地上(又は水面上)18.6~34.2kmとされる(なお, 広島と長崎に投下された原子爆弾の核出力は, それぞれ, 0.015メガトン, 0.021メガトンとされ, 第二次世界大戦で使われた総火力は, 両陣営を合わせて7メガトン程度であったといわれている。)

イ ロメモ実験

同年3月27日現地時間午前6時30分, ビキニ環礁の水面において, 核実験(実験名 ロメモ)が行われた。その核出力は11メガトン, きのこ雲の高さは, 地上(又は水面上)18.6~33kmとされる。

ウ クーン実験

同年4月7日現地時間午前6時20分, ビキニ環礁の地上において, 核実験(実験名 クーン)が行われた。その核出力は0.11メガトンとされる(同日の天候は曇りのため, きのこ雲の高さは不明)。

エ ユニオン実験

同年4月26日現地時間午前6時10分, ビキニ環礁の水面において, 核実験(実験名 ユニオン)が行われた。その核出力は6.9メガトン, きのこ雲の高さは, 地上(又は水面上)15.9~28.2kmとされる。

オ ヤンキー実験

同年5月5日現地時間午前6時10分, ビキニ環礁の水面において, 核実験(実験名 ヤンキー)が行われた。その核出力は13.5メガトン, きのこ雲の高さは, 地上(又は水面上)22.2~33kmとされる。

カ ネクター実験

同年5月14日現地時間午前6時20分, エニウエトク環礁の水面において, 核実験(実験名 ネクター)が行われた。その核出力は1.69メガトン, きのこ雲の高さは, 地上(又は水面上)13.5~21.6kmとされる。

(5) 第五福竜丸について

ア 漁船第五福竜丸は、昭和29年3月1日当時、ビキニ環礁から約160km東方（航行禁止区域から約30km以上東方）において操業していたところ、ブラザー実験により被ばくし、同月14日、母港焼津に入港した。

イ 第五福竜丸の船員のうち7名が、西の空に広がる強烈な閃光を目撃した。火の玉のような光が薄れると不気味なキノコ雲が姿を現し、閃光から七、八分後に、凄まじい爆音が響き渡り、船体が揺れた。

第五福竜丸の船長、漁労長、無線長は被ばくの2日前にビキニ付近で米国が核実験をしているので近づかない方がよいと話し合っていたため、核実験に遭遇すると、直ちにそれが核実験であると正しく判断することができ、東北東に航路を定め全速力で日本へ帰ることにした。しかし、延縄を揚げるのに6時間以上かかり、その間に、放射性降下物である白い灰が断続的に降り続け、船員は白い灰を浴びてしまった。

第五福竜丸の船員は、核実験を知った日本の漁船がいることを米軍に察知されると、拿捕又は攻撃されるおそれがあると考え、無線連絡をせずに日本へ向かった。そのため、第五福竜丸が遭遇した核実験の情報が、第五福竜丸の帰港まで他の漁船に直接伝わることはなかった。

ウ 第五福竜丸の船員23名のうち機数名は、約2週間の帰港まで、吐き気、めまい、頭痛があり、体がぐったりして力が入らなくなり、日が経つにつれて顔が黒ずんでひりひりと痛み、歯ごきからの出血、下痢、耳孔の腫物、手足の付根やへその周囲の水腫れ、ただれが現れ、帰港間近には数人の髪の毛がごっそりと抜けた。船員全員が、目の痛みと猛烈なかゆみを感じた。

エ 同月14日に第五福竜丸は焼津港に入港し、健康に異常があることを自覚していた船員は、焼津共立病院に診察を求め、時に症状の悪かった2名は、放射性降下物を待参し、東大付属病院で診察を受けるなどした。船員らは後に急性放射線障害と診察され、集中治療を受けた。

オ 同月16日に読売新聞が「邦人漁夫ビキニ原爆実験に遭遇、23名に原子病、水爆か」と第五福竜丸の被ばくを報道し、世界的なニュースになった。

カ 国内の多数の科学者、行政機関の係官、米国からは米原子力委員会衛生安全局長のアイゼンバッド博士、米原爆被害調査委員会のモートン博士が調査に訪れた。第五福竜丸の船体や漁具、漁船員の体から衣類に至るまで、ガイガーカウンターで測定された。中央甲板で約25ミリレントゲン、船室天井部分から約100ミリレントゲンの放射能が検知された。

第五福竜丸が獲ったマグロは既に全国に出荷されていたが、市場で検査されたマグロは地中に埋められた。

キ 第五福竜丸の無線長であった久保山愛吉は、同年9月23日、肝機能障害により亡くなった。

平成15年12月の共同通信の報道によって、久保山無線長の遺体の一部が米国に渡り、病理検査が実施されたとする米原子力委員会の内部文書が公表された。米国はこの病理検査をもとに、急性放射線障害はあったが、輸血による肝機能障害が死因であると主張している。

東大附属病院で第五福竜丸の乗組員の当時の主治医であった三好名譽教授は、第五福竜丸の全乗組員の症例に肝機能異常が認められ、繰り返し増悪しており、大多数に見られた肝障害については、まずこれが内部照射も加わった放射線そのものに基づくものであると考へると考慮が払われなければならないとし、また、その可能性が十分考えられると述べていた。

ク なお、第五福竜丸の被ばくを受けて、米原子力委員会は、昭和29年3月19日、航行禁止の危険区域を半径約83kmの扇形の区域に拡大し、同年3月27日付け官報において、海上保安庁長官は、同日から同年6月末日頃まで、ビキニ環礁付近において、兵器の実験のため非常に大きな危険があるとして、危険区域とする旨告示をした。

(甲1〔92～113頁〕、甲5〔45頁～59頁〕、甲66〔35、36頁〕、

甲 7 9 [5~25頁], 乙 3)

(6) 他の漁船の被ばく状況

ア 本件被ばくの調査が中止されるまでに放射能に汚染された魚を廃棄したと認められる漁船は、全国で延べ992隻(ただし、複数回被ばくしたときれる漁船も含めての数字)といわれている(甲5[98頁以下])。

イ 第五福竜丸の後に帰港した漁船からも、放射能が検知され、第八順光丸の3万カウント、第十二高知丸の3000カウント、第二幸成丸の4000カウント、第十一高知丸の5000カウントなどが検知され、多くの船員からも500カウントを超える検知がされた(甲4[1頁])。

なお、カウントは、カウンティング・ペーパー・ミニッツの略で測定器(ガイガー・ミュラーカウンタなど)により1分間に計測された放射線の数そのものを表す単位であり、cpmとも表記される。

ウ 昭和29年3月31日付けの朝日新聞に「第十三光栄丸(乗組員24名)3月26日三崎帰港」との記事が掲載され、放射能検知状況・被災後スコール10回、船体の水洗い回数したにも拘らず一部のものに約1ミリレムを示しているのが被災時には危険量6.5ミリレムをこえるものと推定、洗った服は300カウント~3000カウント、乗組員4000カウントと報じられた(甲1[74頁])。

エ 昭和29年3月に被災した第五福竜丸と第十三光栄丸のマグロからは、5000カウント以上の放射能が検知された。同年4月以降はここまで汚染されたマグロは減少したが、後記指定5港では3000カウント以上の汚染魚が水揚げされ、指定5港以外でも1000カウント以上の汚染魚が水揚げされた。後記のとおり放射能検査が中止された同年12月の時点でも、500カウント以上の汚染魚が検知された漁船が、指定5港で41.4%、指定5港以外で39.9%あり、同年18日に入港した第三清寿丸のように、船体から1万6000カウント、マグロから2000カウントの放射能が検知さ

れた船もあった(甲1[155~157頁])。

オ 第五福竜丸は核実験があったと直ちに判断して、北上退避することができたが、第五福竜丸ほどビキニに接近していなかった他の漁船は核実験による放射性降下物の存在に気がつかず、操業を続けていた。実験の回数が増えるほど大気や海水の汚染が深刻な状態となっていく中で、漁船員らは操業を続け、スコールで体を洗い、雨水を利用し、海水の風呂に入り、マグロを食べなどしていた。(甲1[151, 157頁], 甲5[8頁])

カ 水爆実験中に海域を通過しただけの貨物船等18隻にも放射性降下物の影響があり、弥彦丸や神通川丸などの船員が急性放射能症で入院した(甲4[1頁])。弥彦丸の船員6名、神通川丸の船員1名の入院治療を行った岡山大学医学部内科学教室による「我々の取扱ったビキニ水爆症の血液並に骨髄所見について」と題する医学論文が昭和30年11月に発表された(甲30)。

キ 被災後比較的短期間に死亡した例として、第七清寿丸の吉岡洋が昭和29年5月10日に19歳で死亡し水葬されたこと、第八順光丸の高木一がビキニ水爆実験中に体調不良で下船し、同年10月に急性骨髄性白血病で日本医科大学に入院し、昭和31年3月に27歳で死亡したことが知られている(甲1[112頁, 113頁])。

(7) 本件被ばくの状況

本件核実験による本件被ばく者が乗っていた各漁船の主な被ばく状況は、別紙2の「主な操業海域」、「入港日等」、「入港時計測された線量又は投棄された魚(主なものに限る。）」、「本件被ばくを裏付ける供述等」欄に各記載のとおりである(同別紙「証拠」欄記載の証拠)。

なお、本件被ばく者が経験した本件被ばく時及びその後の状況は、以下のとおりである。

ア 原告谷脇寿和(以下「原告谷脇」という。甲74, 原告谷脇本人)

原告谷脇は、第十三光栄丸に乗り、昭和29年3月6日から同年14日ま

で、北緯9度ないし10度、東経176.3度の海域でマグロ漁に従事して、同月26日、三崎港（神奈川県）に帰港した。

原告谷脇は、操業中に1度、水平線の向こうがピカッと光ったのを見たが、本件核実験については知らされていなかったため、稲妻だと思っていた。船上では、スコールやエンジンの循環水（海水）を利用して全身を洗い、食事は、毎回、捕ったマグロを刺身等で食べた。また、睡眠時間は1日3時間程度であり、風雨、高波等の中、過酷な状況でマグロを捕る生活であった。

原告谷脇は、第十三光栄丸の帰港後に初めて本件核実験のことを聞かされた。漁獲したマグロの放射線量の検査が行われた結果、水揚げ停止となり、海洋投棄を命じられたため、過酷な状況で漁業を行ってきた漁船員らの落胆は大きかった。また、原告谷脇は、1か月間、検査のため通院したが、検査結果を知らされることはなかった。

原告谷脇は、本件被ばく当時19歳であったが、その後、昭和46年（36歳頃）にC型肝炎、平成27年（80歳頃）には肝臓がん、胃がんの診断を受けた。また、35歳頃から左耳が聞こえなくなり、40歳頃からは音が次々に抜けてしまった。

イ 原告桑野浩（以下「原告桑野」という。甲76、原告桑野本人）

原告桑野は、第二幸成丸に乗り、昭和29年3月11日から同年4月2日まで、北緯9度、東経174度の海域（ビキニ環礁東方約1000km付近）でマグロ漁に従事し、同月15日以降、浦賀港（神奈川県）を経て、築地港（東京都）に帰港した。

原告桑野は、操業中に2回、雪のような黒ずんだ降下物が断続的に降り注ぐのを見たが、本件核実験について知らされていなかったため、ハワイ方面の火山灰だと思っていた。原告桑野は、朝起きると、黒い降下物がデッキに1cmないし2cmほど積もっているのを見て、それをホースの水で除去したこともあった。船上では、スコールで身体を洗い、捕ったマグロを刺身等

で毎日食べた。

原告桑野は、第二幸成丸の帰港後に初めて本件核実験のことを聞かされた。船体や漁獲したマグロの放射線量の検査がされ、船体の洗浄やマグロの一部廃棄が指示されたが、身体への検査は行われなかったため、原告桑野は、自分たちの身体よりも漁獲した魚の方が大事にされていると感じ、怒りを覚えた。

原告桑野は、本件被ばく当時21歳であり、本件被ばく後は汽船の乗務員として稼働していたが、20歳代後半から白血球の数値が高くなり、大量の鼻血が出たり、激しいめまいがしたり、突然意識を失ったりするようになり、55歳で退職した。また、平成16年（72歳頃）には胃がん、平成27年（83歳頃）には心筋梗塞のため手術を受けた。

原告桑野は、本件被ばくに対する研究者の調査の一環として、血液と歯の検査を受け、血液からは100mSv弱、歯からは600mSvの被ばく線量が推測されるとの検査結果を聞かされている。

原告桑野が、当時の漁船員らの消息を調べたところ、寺尾良一が大腸がんのため42歳で、田中輝男が骨髄炎のため52歳で、船長の橋山秀雄が心筋梗塞のため63歳で死亡したこと、当時の乗船員らの大半が50歳ないし60歳代で死亡し、26名中4名しか生存していないことが判明した。

ウ 原告増本和馬（以下「原告増本」という。甲73、原告増本本人）

原告増本は、ひめ丸に乗り、昭和29年、北緯5度ないし7度、東経140度ないし145度の海域でマグロ漁に従事し、同年8月17日、築地港（東京都）に帰港した。

原告増本は、ひめ丸の帰港後に初めて本件核実験のことを聞かされた。また、漁獲したマグロや漁船員らの身体への放射線量の検査が行われたが、その際、原告増本は、ガイガー測定器からガーガーという音がし、針が大きく振れたのを確認した。検査の結果、漁獲したマグロは水揚げ停止となり、一部を研究材料として提供させられ、残りは海洋投棄を命じられた。過酷な状況

で漁業を行ってきたにもかかわらず、マグロの海洋投棄によって収入はゼロとなるため、漁船員らの養分は大きかった。

原告増本は、本件被ばく当時17歳であったが、その後、40歳頃から白血球の数が多くなり、45歳頃からは呼吸困難となって、慢性気管支炎と診断された。また、平成12年9月(64歳頃)に前立腺がんの診断を受け、平成19年(71歳頃)に狭心症で入院した。現在、身体障害3級の認定を受けており、平成29年には慢性閉塞性肺炎患と診断された。

原告増本が、当時の漁船員らの消息を調べたところ、道脇登(原告道脇洋子の夫)は、平成5年に白血病と診断され、それから10か月後に死亡したこと、久保秀昭は、平成12年頃に大腸がんを発症したこと、50歳頃から歯が抜け出し、現在は1本も残っていないこと、福岡宏之は、平成14年に前立腺がんを発症したこと、血液の病気の可能性を指摘されていることが判明した。また、福岡宏之は、原告増本に対し、本件被ばく時の状況について、夕方周囲がベーツと光り、昼間のように明るくなったと語っていた。

エ 大黒藤兵衛(以下「大黒」という。甲72、原告下本節子本人)

大黒は、第七丸に乗り、昭和29年3月1日から同月22日まで、北緯9.3度ないし10度、東経178度ないし179度の海域(ヒキニ環礁東方約1200km付近)でマグロ漁に従事し、同年4月1日、東京都に帰港した。

大黒は、無線局長として乗船していたが、病氣のため、昭和35年6月、36歳で船の仕事を辞めた。その後、昭和54年に胃がん、平成14年に進行胆管がんの診断を受け、同年死亡した。大黒は、生前、本件被ばく当時の同僚であった南庄市(原告南陸延の父)が、肝臓がんのため46歳で死亡したことにショックを受け、自らもがんを発症することを恐れていた。

大黒が居住する高知県室戸市では、漁業が主要産業の1つであったため、人々は、風評被害を恐れて、本件核実験について口にすることを避けるよう

になり、大黒の子である原告下本節子も、大黒から本件被ばくの事実を聞くことはなかった。

オ 武政昭善(以下「武政」という。甲75、原告武政弘子本人)

武政は、第十一高知丸に乗り、昭和29年3月17日から同年4月3日まで、北緯9度、東経178度ないし179度の海域(本件核実験の現場から約370km)でマグロ漁に従事し、同月17日、東京都に帰港した。

武政は、操業中、光の玉が見えて、辺りが真っ赤になり、それから灰が降ってきたのを見た。また、武政は、帰港後に身体の放射線量の検査を受けたが、その際、ガイガー測定器からガーガーという大きな音がしたので聞いた。

武政は、その後、歯の不調が始まり、昭和40年には体調不良のためマグロ漁業を辞め、負担の少ない仕事に就いた。平成12年に肺がん、平成17年に前立腺がんの診断を受け、平成25年には腰の手術を受けたが、そのリハビリ中、平成26年に死亡した。

武政は、生前、妻である原告武政弘子に対し、本件被ばくに関して話すことはできない、口止めされていると語っていた。

(8) 日本国内の雨水の汚染

水爆実験後、昭和29年3月に伊良湖岬にヒキニの灰らしいものが降ったという記録が話題になり、同年4月に入ると各地の大学や研究機関が大気中の放射能測定を始め、同年5月には静岡県や鹿児島県で強い放射能が測定され、同月16日から28日にかけて、降雨1リットル当たり、京都で8万6000カウント、静岡で1万9500カウント、東京で1万カウントと観測されたことなどが報道され大きな問題となった(甲4〔1頁〕、甲5〔38、39頁〕)。

(9) 国内の騒動

ア 日本気象学会は、昭和29年5月20日の総会で、日本の学会として初めて、水爆禁止要求の学会声明を採択した。声明の趣旨は、日本をはじめとする各国政府と科学者達に、水爆実験の及ぼす気象学上の害悪の調査とその結

果の公表を許さず、水爆など大量殺人兵器の禁止を要求するというものであった。これに対して、米原子力委員会は、同年9月に正式に回答したが、①ビキニ・エニウエトク環礁外の魚の放射能をおそれる理由はない、②原水爆実験が気象に変化を与えることはない、③実験はソ連が原子力の国際管理に賛成しないために、やむを得ず行っているのである、④第五福竜丸の船員に気の毒に思っているが、患者は快方に向かっていると聞いた、⑤補償については米国外務省が取り扱っているというものであった。(甲79〔101、102頁])

イ ビキニ事件を契機として、昭和29年8月に原水爆禁止署名運動全国協議会が結成され、同年12月末までに、2000万人以上のぼる反対署名を集めた。昭和30年8月6日に第1回原水爆禁止世界大会が開かれた。しかし、民衆の運動として発足した原水爆禁止運動は、まもなく分裂してしました。(甲70〔235頁〕、甲79〔120頁])

④ 水産業界への影響

ア 第五福竜丸の帰港後も、第十三光栄丸(昭和29年3月26日三崎に帰港)、第五明神丸(同年4月21日三崎に帰港)など、放射能を帯びた数多の船と魚が相次いで発見された。同年11月までに、後記指定五港で発見された汚染漁船は312隻、その他の13港で発見されたものが371隻、廃棄された魚は457トンに及んだ。魚の価格は長期間にわたって暴落し、水産業、飲食店業に大打撃を与えた。魚に対する恐怖心から、すべての家庭にも困惑がもたらされた。(甲79〔14頁])

イ 水産業界は、ビキニ事件の当初から、騒ぎが大きくなれば、マグロが売れなくなると、汚染魚廃棄の基準値(100カウント)の引き上げを要求していた(甲1〔173頁])。

ウ 被災した船員も、被ばくの被害を訴えることで、魚が売れなくなり、漁業が成り立たなくなり、漁村自体が壊滅してしまふことを恐れて、口を噤むほ

がなかった。漁村によっては、地域全体で被ばくの事実を表に出すこと自体が禁忌とされるような雰囲気となった。(甲64、65)

エ 後記のとおり、昭和29年12月末日で被ばく調査は中止され、同年を通じて日本人の間で広がったマグロ・パニックは収拾したが、被ばくしたマグロが再び市場に出回ることとなった(甲67〔174頁])。

オ 本件核実験は水産業界に構造的変化をもたらした。漁船員層の解体・分化をおしすすめ、漁業の独占化に作用した。本件核実験当時、100トン前後の中小漁船にとって、マーシャル海域がぎりぎりの操業限界点であったが、マグロの好漁場であったため、中小漁船は無理な操業を重ねていた。本件核実験による漁場の喪失や被ばくマグロ廃棄による経済的負担は、中小漁船にとっては致命的であった。多額の負債を抱えた中小漁船は、大手の漁業会社に吸収され、母船式大型漁船団の一員として操業を続けることとなり、漁船員に対する17時間から19時間労働という過酷な労働強化をもたらした。

(甲1〔149、150頁〕、甲5〔98頁])

⑤ 被ばく調査と対応の推移

ア 調査の開始

第五福竜丸の被災が初めて報じられた昭和29年3月16日、東京都の公衆衛生部長は、第1回対策会議を招集し、第五福竜丸から入荷隔離した魚類の放射能検知を行うことなどが決まった。

同月17日に東京都の衛生局長により第2回対策会議が招集され、「人員及び被服に放射能を検出した際は医師部が処置を行い、都立病院が交代で採血その他の方法で診断を行う。」ことなどが決定された。

同月18日に第3回対策会議が開かれたが、厚生省において原子爆発対策協議会が発足し、東京都の対策会議は自然流会となった。同日、水産庁では、築地、焼津、三崎、清水、塩釜の5港を遠洋漁業の陸揚港と指定した。厚生省は、指定5港に放射能検知班を置き、東京都は中央市場衛生局分室を原爆

魚対策本部として、厚生省より技官2名を常駐させて放射能検査を行うこととした。

同月22日に米原子力委員会衛生安全局長のアイゼンバッド博士が来日し、同月24日、国内の多数の科学者、行政機関の係官、米原爆傷害調査委員会のモートン博士などにより、医療対策に関する日米連絡会議が行われた。その会議後に、外務省から、原爆症調査研究協議会を中心に患者の治療を研究することが表明された。同協議会は、昭和28年11月に原爆症患者の医療のために厚生省に設置された組織で、米原爆傷害調査委員会の支所に置かれていた。

厚生省は、原爆症調査研究協議会を拡大し、昭和29年3月25日から活動を開始した。同日の協議会で、米国との今後の関係について、「米国側との学術的接触を今後如何にするかについて、同協議会に関する業務には、同協議会委員長を通じて行うものとし、個々に接触することは避けること」と決まった(昭和28年度国立予防衛生研究所年報)。それまでは、東京大学等で行われていた第五福竜丸の船員の容態等の発表についても、その公式発表すべてと同協議会を通して行われることになった。その後、放射能問題が日増しに拡大していったので、厚生省は同協議会をいったん解消し、昭和29年10月15日に原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会を発足させ、大学教授等を中心とした委員数52人の組織に拡大した。

(甲1〔92頁〕、甲2〔3～5頁〕、甲70〔21、22頁〕、甲79〔181頁〕)

イ 事務次官検査通知

厚生事務次官は、昭和29年4月26日、「マーシャル水域において漁撈に従事し又はこの水域を航行した漁船についての検査の実施について」(発衛第138号)(以下、「事務次官検査通知」という。)を発出し、水産庁の指定水域において漁業に従事し、又はこの水域を航行した漁船については、次

のとおり検査・処理することとした。また、水産庁は、その頃、上記の水域を北緯2度ないし21度、東経152度ないし175度の範囲内と指定し、この水域において操業した漁船については、5つの指定港(釜釜、東京、三崎、清水、焼津)のいずれかに入港するよう義務付けた。(甲17、甲79〔1

1頁〕、乙4)

ウ 調査事項

- ① 船名、船籍、トン数、船員の氏名及びその住所又は連絡先等
- ② 船の出港地、出港月日、帰港地、帰港月日、次の航海予定
- ③ 船の航跡、漁業水域及びその期間(殊に水爆実験の行われた日及びその直後の位置を明らかにすること)
- ④ 船員の健康状態(火傷、水泡、水泡、色素沈着その他特に注意すべき症状の有無を聴取すること)
- ⑤ その他特に注意すべき事項(爆発に関係のあると認められる閃光降灰等の発見、スコール、風等の状況につき聴取すること)

イ) 放射能検知の方法

前記アの全般的調査を行った後、船体、漁具、乗組員及び漁獲を対象として、順次、原則として、先にプザーメーターを使用し、異常なcpmを得た検体については、更に正確に測定するためガイガーカウンター計数器を使用して検査する。なお、検査に際しては、あらかじめ検知を行う場所の大气中(バックグラウンド)のcpmを正確に測定してから検体についての検知を行うものとされ、また、入港前に洗滌等を行った船体については、洗滌のしにくい箇所に特に注意して検知を行うこととされ、特に魚類の水揚げに関係のある箇所(甲板、水揚げ用のロープ等)、従来の検知成績から汚染の強いことが知られている箇所(羅針機、煙突、マスト等)、乗組員の作業又は居住に関係のある箇所、漁具について検知を行う。乗組員については、頭髪部の身体、衣類等(防止、肌着、手袋等)を検知する。

なお、船員で身体検査の結果、 $c p m$ の著しく多い者は、水揚げ作業に従事しないよう、また、 $c p m$ の多い衣類、手袋、履物等を使用しないよう指導する。

(ウ) 放射能が認められた場合の処理要領

① 船体・漁具類
近接測定 $2000 c p m$ 以上の場合、専門学者の意見を聴いて処理し、近接測定 $2000 c p m$ 以内の場合は、極力洗浄等するよう指導する。

② 衣類等
近接測定 $2000 c p m$ を超えるものは専門学者の意見をきいて処理する。近接測定 $2000 c p m$ 以下でも、石鹸を用いて数回洗浄を繰り返した後でなければ使用しないように指導し、特に直接皮膚に接触するもので放射能の存在を認められたものはなるべく廃棄するよう指導する。

③ 身体
頭髮その他の部分から近接測定 $500 c p m$ を超える放射能を検知し得た場合は専門医学者による精密検査を行い、その結果に基づいて指導する。また、近接測定 $500 c p m$ 以下でも放射能を検知し得た場合はもちろん、放射能を検知し得ない場合であっても船体等に近接測定 $2000 c p m$ 以上の放射能の存在が認められるときは、相当長期間にわたって放射能にさらされたおそれがあるので、入浴等による身体の洗浄を繰り返して行う（頭髮に放射能が認められた場合には頭髮の剪除を行う）よう指導し、できればさらに、医療機関において血液検査その他の精密な医学的検査をうけるよう勧奨する。

④ 漁獲物
魚体より約 $10 c m$ の距離において $100 c p m$ を超える放射能の

存在を検知した場合、これを汚染されたものとして処理判断の目標とする。

(ロ) 事例ごとの処理方針

- ① 全般的にバックグラウンドの $c p m$ の2ないし3倍の $c p m$ を示し、かつ、相当数の $100 c p m$ を超える魚類があった場合は、積み荷全体が汚染されていると考え、その全部を廃棄させるよう処理する。
- ② 大部分の魚類がバックグラウンドの $c p m$ の倍程度以下であり、若干のものが $100 c p m$ 以上である場合は、そのもののみが汚染されていると解釈し、汚染されたもののみを廃棄する。
- ③ 特定の魚種にのみ $100 c p m$ 以上の放射能が検知された場合はその魚種のみが汚染されていると考え、これを廃棄させるよう処理する。

ウ 身体検査の実施

事務次官検査通知の処理要領には身体検査の勧奨をするといった記載があるが、第五福竜丸以外のマグロ漁船員で、身体検査を受けたのは第十三光栄丸と宮城県船籍の第五明神丸、第十宝成丸、第一金尾丸以外は知られていない（なお、船員の入院が知られている弥彦丸、神通丸はマグロ漁船ではない。甲1〔74頁〕）。これらのマグロ漁船員が検査を受けたこと自体は、平成25年11月の外務省による情報公開前に知られていたが、厚生省から外務省に提供されていたマグロ漁船員の血液検査等の身体検査結果については、当該情報公開によって明らかとなった（甲6〔47頁〕、19の1ないし3、甲20、21、64）。

また、事務次官検査通知の文書は、当該情報公開によって開示されているが、事務次官検査通知があったこと自体は、それ以前から知られていた（甲2〔5頁〕、甲6〔47頁〕、17、乙4）。

エ 厚生省の外務省への通報方針
厚生事務次官は、同年4月30日、外務事務次官に対し、放射能を持った

漁船の調査に関する文書を発出し、厚生省は、外務省に対し、船名をはじめ、船、人及び魚の各放射能の強さやその処理振りについて通報することとする旨伝えた（甲16）。

なお、上記通報方針（以下「厚生省通報方針」という。）の別紙には、船や魚以外に人の頭部等にかかる放射能検知数値が記載されているが、当該文書の内容が公開されたのは、平成25年11月の外務省による情報公開によるものである（甲6〔47頁〕、16、64）。

オ 調査船後こつ丸による調査（第一次）

日本政府の調査船である後こつ丸は、昭和29年5月15日、東京湾を出港し、同年7月7日までの51日間におたり、東京からビキニ環礁周辺及びその南方において、魚類、プランクトン、海水及び大気の調査、気流及び海流の測定などの調査を実施した。

当時の日本人の主要なタンパク源は魚であったが、マグロが汚染されているという情報が広まり、魚が食べられなくなった。魚の値段が半分以上下がりが、マグロの値段は全く持ち直さず、マグロ漁業が壊滅するという危機感があった。他方で、米国原子力委員会のストロース委員長が、海水の放射能汚染を否定するなど、米国政府は事件を過小評価していた。後こつ丸の顧問団の中にも、本件核実験による汚染は大きな池にインキを1滴落としたようなものと考えられている人も多かった。このような背景の中で、日本政府は後こつ丸による調査に踏み切った。

後こつ丸には、魚類、生物、環境衛生、気象、海洋関係の専門家22名、報道機関の記者9名、臨時の漁夫5名など、船員を合わせて74名が乗り組んだ。当時は東京に1台しかなかったシンチレーション計測器を積み込み、ガイガー計測器4台、サーベール・メーターの8台を極き集めた。

後こつ丸は、同年5月28日にウェーキ島を出て、既に解除された危険海域の外縁に沿う形で南東に向かった。その2日後の同月30日の朝、初めて

海水1リットル当たり150cpmの放射能が検出され、プランクトンからも生重量1グラム当たり数千から1万cpmの放射能が検知された。船が南下するにしたがって、海水、プランクトンの汚染は酷くなり、ビキニ環礁から1000km東に離れており、しかも、海流が東から西に流れる、いわば上流に位置する海域ですら海水から450cpmの放射能が検出されるなど、海が放射能に汚染されていることが判明した。

その後、同年6月12日にビキニ環礁の西方150kmの海域で、最大の汚染海域に突入し、最大値で海水1610cpm、プランクトン7220cpm、魚の体表面からキハダ620cpm、メバチ380cpm、ビンナガ600cpm、カツオ3500cpm、魚の肝臓からキハダ3500cpm、メバチ4000cpm、ビンナガ5000cpm、カツオ4万8000cpm、大型魚の胃の中にあつた小魚からイカ6600cpm、マンボウ科1万4000cpm、ハコブダ科2200cpm、サバ型類1万7000cpmが検出された。

海水は、水温や密度の差により容易には混じり合わない性質があるため、ビキニ環礁の付近から流出した放射能物質は、深さ100m程度、幅は数十kmから数百km程度の狭いベルト状になり、その大部分が西の方向にゆくり流れており、ビキニ環礁等付近から1000km離れた場所でも、海水中から容易に放射能を検出することができた。

調査により、大気汚染は少ないものの、海水やプランクトンは広域に汚染されていること、食物連鎖によって、小魚、大魚の内臓へと汚染が連鎖していること、魚の筋肉（身）は比較的汚染されていないことなどが判明した。

（甲1〔167～172頁〕、甲3〔69、70頁〕、甲4〔1頁〕、甲5〔8～92頁〕、甲79〔49～80頁〕）

カ 処理基準の緩和

放射能による魚の汚染状況は、部位によっても差があることから、昭和2

9年7月19日、厚生省公衆衛生局長の通ちよう「放射能検知漁類の取扱いはについて」が発せられ、魚体全体としては100c p mを超える場合であっても、内臓、エラ等を除去し再検査して100c p m以下の場合は食用に供することとされた(甲33〔1枚目裏])。

キ 本件被ばくに関する保険上の取扱いは

さらに、厚生省保険局船員保険課長は、同年8月26日、「放射性物質により発した疾病に関する保険給付について」を發出し、これにより、第五福竜丸以外の船員も船員保険法に基づき職務上の保険事故として扱いは得るとしていた(乙5)。

如 日米会議に至る経緯

ア 「放射性物質の影響と利用に関する日米会議」(以下「日米会議」という。)

が昭和29年11月15日から同月19日までの間開催され、日米の研究者が出席した。同会議では、人体に対する放射線の最大許容線量・放射性物質による汚染の除去方法等について議論され、その初日の共同発表において、魚から10c p m離れたところで、ガンマ計数管により500c p m以下の放射能があるにすぎない場合は、食料として十分安全である旨の声明が出された。

イ 参加者は米国側の科学者7名と日本側の大学教授等15名であり、米国側の参加者はすべて米国政府の科学者で、そのうちの6名が米原子力委員会の科学者であった。日本側は医学部の教授も参加していたが、放射線学が専門で、実際に第五福竜丸の乗組員の診察にあたったような病理学者は参加していなかった。

ウ 日本側の参加者の一人である三宅素雄教授によれば、後こつ丸がビキニ海域に調査に出かける際に、日本政府は米国の科学者にも後こつ丸に乗船して共同調査をしてほしいという機率的な招待状を送り、米国の学者が来日するなどしたところ、乗船は実現しなかったものの、日米科学者会議を開いては

どうかという考えが生まれ、日本學術会議主催で、日米会議は実施された。

当時、米国は原子力の開発に着手して10年以上経ち、既に原子力潜水艦を撤廃させていたのに対し、日本は占領下において原子力研究が厳しく禁止され、財政的にも研究ができてはなかつたので、日本側が、米国から多くの研究成果と経験や知識を教わり、新鋭の機械の提供を受けて、質疑をするという形式で行われた。日本側からも、後こつ丸の調査による海洋の汚染に関する情報を提供し、米国側の科学者を驚かせ、参加者のアイゼンハワード博士により米国に持ち帰られた。このことで、海洋汚染を軽視していた米原子力委員会の幹部に衝撃を与え、米原子力委員会によるトルール作戦という後こつ丸調査の追跡調査実施に結び付き、後こつ丸調査の正しさが確認されることとなったという。

エ なお、日米会議に先立ってアリソン大使は米国側出席者に対し、会議の在り方について「議題に含まれている分野について科学者同士が完全に自由な情報交換をしていて」という印象を与えたことは、米国側が原子力科学に關して過度に懸し立てをしているという印象を一掃するのに有益だ」と助言を与え、「広報対策をうまく行わなければ、3月1日の放射能事件への補償問題を新たな議論でかき回すことになり、日米關係に、また日本の対米世論に対して、予想外の害を与えることになるだろう」と述べ、「会議で毎日行われる公式の記者会見においても、また個々の代表メンバーによる報道關係者との關係においても、科学的な情報交換と核実験問題との關係には言及してはならない」と忠告したことが明らかとなっている。

そして、会議終了の翌日である同年11月20日に、米国側参加者が米原子力委員会生物医学部長に宛てた書簡に「我々が予想したよりもずっと會議はうまくいったと皆が感じた」會議の重要な成果の一つは、厚生省が、1分間あたり100カウントという現行の最大安全限度がおそらく厳しすぎることを、この件に關してさらに検討するための會議を招集することを発表した

ことだ。このことはマグロ産業の損失への賠償金に関して重要な影響がある」という記載があることも判明している。

また、日米会議後の同年12月に、第五福竜丸の乗組員の生殖能力が放射線によって異常をきたしてしまふ懸念があるという趣旨の記事が英文紙トウキョウマイニチに掲載されたことに関して、在日米大使館の科学担当官が、米原子力委員会生物医学部長に宛てた書簡で「9月のある時、大使館はこの検査の重大な結果に関して一般から機密扱いにとどめると記した同封のよな紙を東京大学病院の3人の医師から受け取りました。しかし、12月の初旬、同封のような非常に感情的な記事が『トウキョウマイニチ』に掲載された。…確かな筋によると都築博士がマイニチの記事に関して責任があり…したがって都築博士はあたかも最近の放射線会議で癒されることを期待した傷口をまた開こうとしているかのうようです。」と記載したことも明らかとなっている。

(甲67 [166~178頁], 甲79 [123~136頁])

④ 被ばく調査中止

厚生省は、昭和29年12月28日(日米会議の約1か月後)、発衛第384号厚生省公衆衛生局長通達「マーシャル水域において漁撈に従事し、又はこの水域を航行した漁船についての検査の中止について」を出した。その内容は、次のとおりである。

「南方水域において漁獲された放射能検知については、厚生事務次官通知検知及び処理要綱によって実施されていた。然るに、その後各方面に涉つて鋭意調査研究を続行していたところ、放射能汚染魚類の筋肉及び各臓器に沈着している放射能同位元素は、主として危険度の極めて僅少な亜鉛65 ($Zn65$) であることが確認でき、しかも現在まで水揚港において検知した魚類の汚染度をもつては、その魚類のせつ取により人体に対し危険を及ぼすおそれがないことが確認されるに至つた。よつて、本検査は昭和二九年一月三十一日限

り中止することに決定したから、貴道府県において魚類の検知を実施されている向は、右の方針によって取り扱われたい。」(甲33, 甲67 [173頁])

これにより、厚生省は、同年12月31日、本件被ばくの調査を中止した(以下「被ばく調査中止」という。甲34, 67)。

なお、米国マグロ調査協会東京支部の関係者から、日米会議の米国側参加者のウリス・ボスに対して、昭和30年1月5日付けで書簡が送られており、「日米会議は明らかに政府(厚生省)に、漁獲マグロの放射線の被ばく検査を中止するよう影響を与えました。12月28日、内閣は厚生省のマグロ検査中止の報告を承認しました。マグロ検査中止は昭和30年1月1日に実行されます。このことを実現するために寄与したあなたとあなたのお仲間、お祝いの言葉をお送ります。」と記載されていたことが判明している(甲67 [173, 174頁])。

④ 日米合意に至るまでの日米の対応

ア 実験当局者である米原子力委員会は、ブラボー実験当日である昭和29年3月1日、第七統合任務部隊がマーシャル諸島にある太平洋実験場で原爆を爆発させたという声明を出した。

イ 平成9年に公開された昭和29年3月11日付けの米上下両院合同原子力委員会(スターリング・コールを委員長とする米国議会上院・下院の代表者によって構成される委員会)によれば、同委員会は、同年2月の時点で、米原子力委員会に対して、過去の実験にならつて住民を避難させる計画の有無を問い合わせたところ、米原子力委員会は、住民を避難させる計画はなく、島々に放射能降下物が降る可能性はあり得ないと確信していると返答した。また、同文書では、米原子力委員会は、236人の住民(ロングラップ環礁82人とウトリック環礁154人)と28人の米兵が非常に高レベルの放射線によって被ばくしたことを認めており、当時、国連信託統治領に居住していた住民が被ばくしたことの問題を指摘する声があり、「ロシアがこの不幸